

配合飼料価格制度のあり方に関する検討会（第6回） 議事要旨

1 開催日時：令和6年8月20日（火）14：00～15：45

2 場所：農林水産省畜産局第1会議室

3 出席者：（一社）全国配合飼料供給安定基金、（一社）全国畜産配合飼料価格安定基金、（一社）全日本配合飼料価格畜産安定基金、全国農業協同組合連合会、全国酪農業協同組合連合会、日本養鶏農業協同組合連合会、全国畜産農業協同組合連合会、全国開拓農業協同組合連合会、（協同）日本飼料工業会、（公社）配合飼料供給安定機構、農林水産省畜産局（事務局）（順不同）

4 議事及びその要旨

（1）税制上の特例の指定に関する参考事例について

（事務局）前回の第5回検討会で、「算定ルールを見直すことが、なぜ税制特例の審査基準に抵触するのか、教えてほしい。」との発言があったことを踏まえ、都道府県ごとに基金を置き、生産者の負担金、交付金の単価は異なるものの、それぞれ統一的な考え方の基に算定している牛マルキンについて説明する（資料1参照）。牛マルキンでは、都道府県ごとに生産者負担金及び交付金単価が異なるものの、それぞれの算定方法は全国で同じ。これにより、所得税法施行令及び法人税法施行令の要件を満たすものとして、国税庁長官からの指定を受けている。この指定に当たっては国税庁と農林水産省とで統一的な考え方・作業方針を説明・共有しており、そうすることによって円滑に積立金管理者の指定を受けられていると考えている。

（全日本配合飼料価格畜産安定基金【全日基】）今、各基金でそれぞれの補填単価・積立金単価を決めるということが論点になっており、マルキンと配合飼料価格安定制度との関係について、マルキンの負担金が都道府県ごとで別々になっていることを踏まえれば、我々も積立金単価は3基金で統一しなくてもいいということか。また、マルキンではエサの補填金の額が生産費から差し引かれている中、補填金の個別単価を認め、生産者ごとに補填単価が異なるということになれば、どのように算定するのか。

（事務局）積立金単価についてお答えすると、税制特例の審査を受けるに当たって重要なのは、業務計画期間の4年間でどれだけの補填が発動し、そのためにどれだけの積立金が必要になるかということ。補填の水準が基金ごとで異なるのであれば、必要な積立金は異なることになる。審査に当たっては制度担当省庁から税制当局に説明するよう言われており、どのように補填を見込み、そのためにどれだけの積立が必要になるか、3基金からの相談に応じながら調整していきたいと考えている。マルキンの算定については、飼料の補填金が個別の生産者ごとで変わるかはわからないが、現時点でも全農基金と畜産基金、全日基の補填単価は分割補填によって差があると認識しており、それらを基金のシェアで加重平均した上で、マルキンの算定を行っている。仮に基金ごとに補填単価が異なる場合、それぞれの基金のシェアを加味して計算することになる。

（全日本配合飼料価格畜産安定基金）将来そうなった時には、個々人に補填した額によってマルキンの収入が減るということを前提とした制度に変わるということか。

（事務局）変わらない。マルキンの算定は個々人で計算するものではない。

（全日本配合飼料価格畜産安定基金）飼料の補填制度の算定方式に関して、今は平均輸入原料価格と輸入原料価格の差を補填金として計算しているが、我々が提案している早期化の方法においてもそれは変わらない。早期化するとはいえ、通関データを使うという原則は統一されている。ことさらに算定方式を統一する必要は無く、仮に我々が提案する早期化を我々

のみがやり、全農基金や畜産基金が今まで通りの算定方法でやったとしても問題はないと考えている。

(事務局) 各基金が個別に算定することは否定しないが、その算定方法に合理性があるかをよく伺いながら、税制当局と調整することになる。現在は3基金とも同じ算定方式であるため、3基金同じタイミングで審査を進められていくが、各基金が別々の算定方式だと、例えば一つの基金だけ審査が滞る、最悪の場合は指定を受けられない可能性はあるということを申し上げさせていただく。

(日本飼料工業会) 牛マルキンの積立金について、業務計画期間終了後に無事戻しできるのか。

(事務局) 無事戻しは3年に1度、業務計画期間終了後にすることとなっている。

(日本飼料工業会) 無事戻しの額は個人ごとに計算するのか。戻された金額は課税対象か。

(事務局) 牛マルキンは個人管理ではなくプール管理しており、無事戻しは契約生産者が納付した負担金で按分して返還するという仕組みになっている。なお、その際に黒字決算であれば利益分は課税の対象になりえると承知している。

(日本飼料工業会) 牛マルキンの損金算入は、3年間だけ積立金の費用計上を認めるという猶予をして、3年経って残余があればまた自分のお金にして構わないというような仕組みということか。

(事務局) 資料1の参考に記載している所得税法施行令第167条の2のとおり、短期間のうちに使用される資金について国税庁長官が指定したものとなっている。その指定を受けた資金に充てる負担金について、損金または経費に算入できるというもの。その短期間がどれくらいかという、国税庁の通知で5年以内と定められている。この期間が終わったら基本的には無事戻しをするということが、この資金の原則になっていると認識している。

(日本飼料工業会) 業務期間ごとに無事戻しをして、リセットし、リスタートするという仕組みにすれば税制の特例を受けられるという認識でよいか。

(事務局) 施行令に記載されているとおり。それ以上のことは答えられない。

(2) 意見交換(「集中的に方向性を検討する論点」に関する意見)

(事務局) 前回の検討会以降、各組織において改めて「集中的に方向性を検討する論点」について検討を進められたものと思うので、まずは、論点⑥「最小補填単価の設定」について御発言いただきたい。

(全国配合飼料供給安定基金【全農基金】) 積極的に引き上げたいわけではないが、飼料価格や振込手数料も上がっている、合理的な考え方があれば見直してもいいと考えている。具体的には500円/tであれば引上げ可能と考えている。

(全国畜産配合飼料価格安定基金【畜産基金】) 毎年の生産者積立単価を最小補填単価にしたい。直近では生産者積立単価は400~800円/tになっており、この間で設定できるのではないかと。3基金一律にするのであれば、500円/tというのが案。現行の最小補填単価である250円/tは平成10年度に決めており、現在の飼料価格は当時の2倍を超える数字になっていることを踏まえたもの。細かな数字は今日明日で決めるものではないが、引き上げさせていただきたいということを生産者に説明していきたい。

(全日本配合飼料価格畜産安定基金)「配合飼料価格や補填単価の動向等を勘案して、現状の250円/tから500円/tに引き上げたい」。とりまとめにおいてはこれを明記してはどうか。

(事務局) 続けて、論点④「財源の範囲で払い切り」、論点⑤「上限補填単価の設定」、論点⑦「通常補填財源の保有水準」について、まとめて御意見を伺いたい。

(全国配合飼料供給安定基金) 論点④と⑦について、保有水準は増やせるような制度にしてほしい。財源の保有水準を引き上げ、財源を貯めることが最重要であり、どうしても不足するなら最低限の借金をして満額補填する。借金は組織としても大変重たい判断であるため、なるべく借金をしたくないのが本音であり、最後の手段であることを御理解いただきたい。とりまとめには、「過去2年分の積立額を持っていたにもかかわらず、結果として1.5年分の借金をせざるを得なかったという実績を踏まえて、過度にならないところまで保有水準を上げる。」といった具体的な数値と根拠を示してはどうか。補填の上限設定については、組合員の経営支援が最優先という理念とそぐわないので、理解を得られない。

(全国農業協同組合連合会) 保有水準の引上げについては、「何年分または何億円持っても何億円不足した。」といった具体的な数字がとりまとめ文書に記載されていた方が、生産者への理解も得やすい。保有水準を引き上げ、借入れをすることも少額で済むようにしたい。

(全国畜産配合飼料価格安定基金) 借入れをしたくないという認識は皆同じはずであり、そのための検討会であると理解している。保有水準を引き上げることで貯金を蓄え、借入れを抑制したい。数字を示すのが難しいことは承知しているが、生産者に積立の計画を示す必要があるので、保有水準の引上げに伴い、できるだけ明確な水準を公表したい。補填の上限については、今一度検討すべきという考えは残しておきたい。また、全日基が実施した分割補填は借入れを回避するための優れた方式と認識しており、将来のためにルール化し、自助で準備しておくことも検討できると考えている。払い切りについては、保有水準の引上げとセットで検討すべきことであり、保有水準が定まらない段階では判断できないため、引き続き検討する宿題として残しておきたい。今の状態では払い切りとすることはできない。

(全日本配合飼料価格畜産安定基金) 論点④について、「借入れによる補填及び払い切りを極力回避するために、①補填発動水準に一定の上限を設けること、②積立による保有水準が最大〇か年まで許容されること、③分割補填を導入することなど、財源保持のための運用改善が図られることなどの措置を総合的に実施する」ということをとりまとめに明記すべき。論点⑤について、「制度の継続性を確保するため、一定の上限設定(基準輸入原料価格の〇%まで)が必要であり、具体的な水準はこれまでの補填実績や将来の積立負担、財源水準等を勘案して設定する。」ということをも明記すべき。

論点⑦について、「補填財源の急減・枯渇を回避するため、保有水準を引き上げる必要があり、補填所要額の見込み、年間積立単価等を勘案の上、具体的な水準の検討に着手する。」「最大、積立金の〇か年分の水準は許容されるものとする。」ということをも明記すべき。付け加えると、論点⑤について、補填を支払えることに越したことはないが、今般の高騰の状況を踏まえると、際限なく払い続けるのはかなり困難であり、ましてや税金も入っている制度において、上限を設けるのは自然な考え。また、保有水準をどのレベルに引き上げるのかはこれから議論すべきだが、一方で補填については青天井という前提もいささかおかしく、税制当局の理解が得られないのではないかと。

(事務局) 論点⑥及び論点⑦については、3基金ともに引き上げたい方針であることを伺った。論点⑥の具体的な最小補填単価については、今後、各基金において検討を進めていただくことになると考えている。また、論点⑦の通常補填財源の保有水準についても、3基金ともに引き上げたいとの意向であり、論点⑥の最小補填単価の引上げや、基金によっては論点

⑤の上限補填単価の設定を行い、保有水準の引上げと組み合わせ、各基金ともに財源が枯渇しづらい運用にした上で、論点④である財源の範囲で払い切りを行うかは、基金によっては足りなければ借入れを行う、または、極力借入をしないように運用する意向であると認識した。具体的な運用については、今後、各基金において検討を進めていただきつつ、我々とも調整して具体的な内容を詰めていくことになると考えている。

(3) 意見交換（「事務局案」に関する意見）

（事務局）事務局案について、第2回検討会に御参加いただいた生産者団体に説明しており、その際のコメントを事務局にて取りまとめたので紹介する（資料2参照）。各生産者団体の皆様には、事務局案には一定の御理解をいただいているものと考えている。また、継続的に検討するとしている論点もあり、制度のあり方の検討は、本検討会で終わりというものではなく、今後とも続けてまいる考え。

続いて、第5回検討会において全日基から、「基金間で格差が出ると現場が混乱する。」といった御意見があったことを踏まえ、補填単価が異なることの生産現場の受け止めについても生産者団体に御意見を伺っている。事務局としては、概ね、補填単価が異なるとしても、生産者には事前に丁寧に御説明することにより、現場には大きな混乱は生じない旨のコメントをいただいたものと考えている。

「その他」のコメントも含め、生産者団体からは事務局案に対して、引き続き検討することを求める意見もあったが、現場における受け止めも含め否定的な意見はなく、一定の御理解をいただいているものと認識している。

（事務局）続いて、第5回検討会において各組織に持ち帰っていただいた事務局案について、各組織における検討を踏まえ、御意見をお聞かせいただきたい。

（全国配合飼料供給安定基金）事務局案に異論は無いが、各論については検討会の場で議論していきたい。基本的には3基金で対応が揃った方が生産者にとっては良いと思うが、どこまで揃えられるか議論したい。秋には生産者に方針を伝えていきたいので時間はない。全農は生産者の立場なので、完全な横並びは難しいかもしれないが、寄せられるところは寄せていきたいので、引き続き議論していきたい。

（全国農業協同組合連合会）事務局案には基本的に賛成。最小補填単価の引上げについては積極的な賛成ではないが、引き続き単価を検討していきたい。上限補填単価の設定について、我々は設定しないが、他の基金が設定することに反対しない。

（全国畜産配合飼料価格安定基金）事務局案や新聞記事を見た会員や組合長から様々な意見をもらったが、各基金が異なる補填単価とすることが前提となっているものと誤解されていた。事務局案をベースにするのであれば具体的な補足文書を添付した上で、HPのトップに「New!」をつけるなど、生産者が読めるようにしていただきたい。せっかくこれからよくしていくという事案がなかなか表に出ず、第3者、第4者が勝手に理解したような記事が出てしまう。そういうことを避けた上で、事務局案をもっと具体的に作っていただきたい。

（全日本配合飼料価格畜産安定基金）資料2の生産者団体のコメントは、第2回での発言とかなり異なっており、国からの説明でお考えが変わったのかもしれない。いずれ生産者の方々に集まっただき、本当の意見を述べてもらうべき。3③の全中・中畜のコメントについて、借金がある限りは基金間の財源の移動はなく、借金を返せば基金間移動に伴って財源の移動が再開される。全中や中畜は基金の当事者でないのでよくわかっていないとは思いますが、いったい何を言いたいのか不明である。

中間的総括の考え方について、最終報告を前提にしたものにする必要があると思っている。中間の一部の部品を羅列しても報告自体に大きな意味を持つとは思えない。集中的検討と継続的検討と論点を分けてあるが、重たいのは継続的検討の論点①～③、⑨。中間報告とはい

え、これらの位置付けは明確にしていきたい。最後に付録みたいにつけるだけではお話しにならない。論点④～⑧については、これまで議論してきたわけだし、中間的総括には数字的な裏付けも記載すべきではないか。関連して論点⑧については早期化の具体案について役所から案を示してもらいたい。

(事務局) いまは議題2(3)「事務局案に関する意見」の議事であり、各基金から事務局案に関する意見を伺っている。事務局案についてのコメントがあれば発言いただきたい。

(日本飼料工業会) 事務局案は実効性のある解決策にならないため反対。3基金それぞれが補填単価を決めればよいということではなく、現場が混乱しないように3基金共通の運用を前提に議論されるべき。また、異常基金について、各基金が決定する補填単価に応じて国が同額を補助するという運用では当面機能しない。通常基金に2,400円/tという高い水準で積み立てていることに加え、異常補填の借金返済があり、追加で財源を拠出できる余地はない。その場合、事務局案の運用になると国の補助もゼロになる。今やるべきことは、通常基金に最大2,400円/tを積むことを前提に、異常補填の国の補助をどうやって出してくれるか議論すること。これをやらなければ、次に異常補填が発動になった時に事務局案では何の支えにもならない。

(全日本配合飼料価格畜産安定基金) 日本飼料工業会と同じ意見。論点⑧については、以前提案したとおり前倒し方式以外考えられず、事務局の統一的な具体案を示してもらいたい。また、異常補填について、我々と畜産基金からお願いしている案件(借入の返済が終わる前の近々に、異常補填が発動する状態になった場合に特例として全額国費で財源を賄うこと)についても事務局の考えを明確にしていきたい。

(事務局) 本検討会は、当面の運用改善として、各基金ともに財源を枯渇しづらくするとともに、やむを得ない場合には借入れをしない選択ができるようにすることに主眼を置いている。その上で、御指摘のような事態は、先般の価格高騰も併せて見ると、配合飼料の異常な価格高騰が近時に連続して起きるという特に異常な状態であると考えられる。このような事態において、国として何をするかについては現時点で予断を持ってお答えできないものの、補填すべき水準がどれほどか、各基金の通常基金にどれだけ財源があるか等、その時の状況に応じて最善の措置を検討することとなると考えている。

通常補填単価の判明の早期化について、改めて事務局の考えを示すが、現在の補填単価の算定に当たっては、生産者が実際に購入した飼料価格に対する補填となるように、輸入原料価格については、実際に通関してから飼料製造工場における製造プロセスを経て生産者が購入するに至るまでには、1か月程度かかるという実態があるという認識の基、1か月前倒した貿易統計の値を使用している。また、輸入原料価格に対するウェイトを算定するための原料使用量については、実際の使用量に基づく必要があり、飼料月報の当該月の値を用いることとしており、その結果、補填単価は四半期の最終月の翌月中旬頃に判明することとなっている。補填単価の判明の早期化を図る場合、輸入原料価格を把握できる公正性・客観性・透明性のある数値を用いるか、または実際に通関してから生産者が購入するに至るまでの期間が1か月以上かかっているという新たな事実があることや、実際の原料使用量が当該月以前に把握できる新たな事実があることが必要であると考えている。その上で、事務局の認識する範囲においては、貿易統計以外の数値は考えられず、また、これらの新たな事実があることも承知していない。特に、懸念しているのは、新たな事実や実態がなく前倒すことを優先し、実態と乖離が生じる場合、価格の急上昇が起きているにも関わらず、補填水準が据え置かれるおそれがある。この結果、生産者の経営に深刻な影響を与えることとなれば、制度の趣旨に反する運用となる。特に、国費が投じられる異常補填については、慎重に考える必要がある。早期化の可能性を否定しているものではなく、各基金において把握している新たな事実等があれば、ぜひお教えいただきたい。

(4) 意見交換（当面の制度のあり方に関する意見）

（事務局）論点⑥については、3基金ともに引き上げる方針を伺った。また、論点⑦についても3基金ともに引き上げたいとの意向を伺った。このため、論点⑥については最小補填単価を引き上げる、論点⑦については、通常基金財源の保有水準を引き上げたいという方向は定まったものと考えている。一方で、論点④及び論点⑤については、本日御意見を伺った上でもなお3基金の御意向は異なっており、統一した対応を取ることは難しい状況にある。しかしながら、配合飼料価格の急激な上昇がいつ生じるか予見できないことを踏まえれば、各基金が更なる借入れをせずとも事業に参加できるように措置することが急務であると考えている。事務局案は、このような状況を踏まえ、補填単価は同一することを基本としつつも、各基金において、財源が不足する場合などには、異常基金ではそれらを基金が個別に判断できる運用に改善すること、その上で、通常基金では個別に判断できることを明確化することを提案するものであり、当面の間の対応としては現実的に本案しか取り得ないものと考えている。本日の検討会において、各基金からこの事務局案に対する御意見を伺ったところだが、必ずしも全基金から賛成をいただいているものではないとは承知している。

一方で、この事務局案については、生産者団体からは、「各基金、生産者団体の補填に関する意向が大きく異なる以上、各基金が補填単価や借入れを個別に決定する方法しか採り得ないのではないか。」、あるいは「借入れをしない運用をすることができるようにすることが好ましい。」というように、一定の御理解をいただいているところ。さらに、事務局案は、基金によって補填単価が最終的には異なってしまうことがあり得るというものであり、第5回検討会において「補填単価が異なれば現場が混乱する。」といった御意見があったが、複数の生産者団体から、「仮に補填単価が異なっても混乱はしないと考える。」「同じ畜種で補填単価が異なっていることを知れば、生産者から不平不満の声が生じるおそれがあるので丁寧な説明が必要。」といった御意見をいただいたところであり、これらを踏まえれば、生産者には丁寧に説明することにより、現場の混乱は回避できるのではないかと考えている。

以上を踏まえ、事務局としては、現下の喫緊の課題について一定の解決を図り、次のステップに進むため、これまでの検討会において基金関係団体や生産者団体からお伺いした様々な御意見も盛り込み、各基金の意向に応じて運用することができるようになる事務局案を踏まえた検討会の中間的総括を作成したい。この中間的総括には、第3回検討会で提示された「主な論点ごとの検討の進め方」に記載いただいた各基金の御意見を修正いただくことや、本日の検討会でも御発言があった各基金の考え方を整理して記載することを考えている。今後、事務局において中間的総括案を作成して、準備ができ次第、次回検討会を開催することとしたい。

（全国畜産配合飼料価格安定基金）異常補填積立を含め、令和13年度まで借入金の返済がある中、今後、新たに異常補填が発動した場合の財源の確保について非常に憂慮している。追加の積立が難しいと判断された場合に、通常補填の財源を異常補填に有効利用できるようにしていただきたい。

（事務局）関係機関との調整が必要であり、中間的総括においてやるという方向性を示すことはできないが、一つの方法だと思うので調整していきたい。

（全国畜産配合飼料価格安定基金）補填単価の判明の早期化について、事務局の懸念は1か月前倒しで統計を使用すると急な飼料価格の上昇があっても後手後手の補填単価となることを憂慮されているのだと思う。新たな算定方法への移行期の段階では生産者は若干の違和感を抱くかもしれないが、大きな価格変動の波がずれるということだと思うので、事務局に再度検討いただき、今後の検討会で示していただきたい。生産者団体からのコメントにもあったが、実際に生産者に対して補填単価の違いを説明するのは容易ではなく、現場の混乱を招かないことにはならないと思う。基金によって対応が分かれることは極力避けたいと思っており、中間的総括の中で異なる対応をすることを協調するような書き方は極力避けたい。また現場に伝えるタイミングは考慮していただきたい。

(事務局) 事務局案の意図としても、各基金の足並みが揃うことが基本であり、対応が分かれるのは最終手段と考えており、誤解がないように中間的総括ではわかりやすく丁寧な書き方を工夫したい。また、書き方については基金の皆様にも相談させていただく。

(全国農業協同組合連合会) 論点⑧について、前倒しすることの問題点は飼料価格が上がった時期と補填のタイミングがずれることだけか。

(事務局) 特に国費を投じている異常補填について、早くお金を配るということに主眼を置き実態と乖離すると、キャッシュフローが回らない生産者に一時金を払うという激変緩和の趣旨から根本的に変わってくる。何に対する補填なのか、税金の投入の仕方として正しいのか考えないといけない。本制度は生産者を守る激変緩和対策の役割を持っており、算定においては飼料の使用月に使われている飼料価格を入れる保険的な仕組みであり、生産者が負担を感じていない状況で補填を出すのは違う。補填額の予見を与えるというよりは、きちんとした金額をきちんとしたタイミングで払うのが根本であると考えている。補填単価の判明時期が早くても、支払いの時期が早くならなければ意味がない。早く判明することを優先するあまり、必要な時に補填が払われない、不必要な時期に補填が支払われるとなると制度の趣旨に反することを懸念している。

(配合飼料安定供給機構【安定機構】) 補填単価の判明の早期化は、今まで通常補填について議論してきたのではないか。異常補填の算定方式を変更することは困難だと思っている。過去、異常補填と通常補填は制度としては異なるために違う算定方式を取っていたのをある時期に算定方式を合わせた。今回は補填単価の判明の早期化のためにまたそこを分けるかという議論だったのではないか。

(全国配合飼料供給安定基金) 通常補填において、補填単価の判明を早期化すると税制上問題があるのか。

(事務局) 一度、通常補填と異常補填の算定方式を揃えたものをなぜ再度別々にするのが合理的なのか、説明する必要がある。また、畜産基金から提案があったが、仮に通常補填の財源を異常補填に活用することを検討するのであれば、民間負担分を同じ財源から交付することになるのに、通常補填と異常補填で用いるデータが異なる算定方式にしてしまうと激変緩和を行う対象となる時期も補填単価も異なることになるために説明がつかず、税制当局の審査も難しくなるおそれがある。

(全日本配合飼料価格畜産安定基金) 通常補填を建値で算定していた時代は異常補填と通常補填を別々に支払っていたのか。当時は通常補填はメーカーの改定額ベース、異常補填は輸入原料価格で算定していた。農家の便宜から考えたら算定方式を別々にする前提で議論すべきでない。一本にする前提で議論する上で、前倒し方式が国の金を出すのに差し障りがあるというなら、資料で説明していただきたい。もごもご口頭で御説明されても頭が悪いのでわからない。国は第5回で算定方法の条件等を示したが、なぜ通常補填と異常補填の算定は別建てであるとあらかじめ明示しなかったのか。3基金に対し相談して案を持って来いと言っておきながら、後になって実は両者は異なるなどと言われ、腹立たしい思いだ。

(事務局) 事務局では、実際に飼料原料が通関してから生産者に購入されるまでの期間が1か月以上かかっているという新たな事実や実態を承知していない。前倒すことを優先し実態と乖離が生じる場合、輸入原料価格の急上昇が起きているにも関わらず、補填単価が据え置かれるなど、当該四半期に適切な補填とまらないおそれがある。通常補填と異常補填とを一体と考える場合には財政的観点での検証も必要となる。こうした懸念について、中間的総括の中で文書としてご説明することについて検討したい。

(配合飼料安定供給機構) この検討会やそれ以前の検討では通常補填の単価判明の早期化を論点としていたものであり、異常補填単価の判明を早期化するという議論はいまだかつてしたことがない。通常補填のみではなく、全体を早期化するのは財政当局との相談も必要になり、重い話になるので慎重な検討をやっていくべき。

(事務局) 補填単価判明を早期化することで生産者にどのようなメリットがあるのか改めて御説明いただきたい。

(全日本配合飼料価格畜産安定基金) 通常補填だけ早期化して第1四半期内に支払い、異常補填は今までどおり第2四半期の8月に払いますと言って生産者は喜ぶのか。生産者が早期化を望むのは、経営計画が立たないから早く支払ってほしいからと聞いている。別々に支払うよりも早く一括で支払った方が生産者は喜ぶのではないか。至極当たり前の然の話だと思うが。

(事務局) 通常補填と異常補填とを分離すると振り込み手数料も余計にかかるため、一緒の仕組みがいいと思っている。経営計画を立てられない場合もあるかもしれないが、一定の負担増を生産者が感じた上で間を開けずに補填が出るというのが制度としての主眼。客観的なデータで、配合飼料の製造・流通・使用の実態に即した正しい補填をするという今の仕組みが事務局としては採りうる最善の仕組みと考えている。

(全日本配合飼料価格畜産安定基金) 税金を支払う場合には正確性を求めるのであれば、第1四半期に支払う方法を農水省で考えていただきたい。しっかりと理屈をきちんと整理した上で御説明いただきたい。

(日本飼料工業会) 中間的総括の1(2)(3)で入れていただきたいのは、民間は1,242億円の借金をしており、令和13年度まで返済していく必要がある。その結果、令和7年度以降に異常補填が発動すれば借金をしないと財源を捻出できず、借金ループになること。また、生産者団体からも言われている、「補填を貰う生産者と返済する生産者にズレが生じる制度特有の不公平があるという問題点」を盛り込んでいただきたい。中間的総括に書いていただきたい要請事項は3つ。全日基の政策提案2024を軸に、現場が混乱しないように3基金共通のルールとすることを前提とした打開策を速やかに構築すべく、関係者による集中的な議論を継続していただきたい。事務局案が出たので、それで一旦切り上げられることは受け入れられない。2点目、制度改革として民間の財源が溜まるまでの暫定特例措置として、民間の異常基金の合積みを求めない形での国による補填を講じていただきたい。3点目、従来に比べ価格高騰リスクは上がっており、制度による激変緩和をカバーするため、畜種別の対策を手厚くするなど、総合的な対策を打ち出していただきたい。

(全日本配合飼料価格畜産安定基金) 生産者団体等が「補填単価が異なっても構わない。」と言っているが、我々も聞いて回りたい。本当にそうならば、補填制度については今まで議論した方向と違った視点での制度見直しを検討する必要があると思う。

(事務局) 御指摘のとおり、配合飼料価格の急騰による生産者への激変緩和のためには基金ごとに補填単価が違わないことが基本であり、最終的に変わり得る場面があるということだと考えている。また、畜産基金からも「わかりやすい資料を」との御意見があったので、本日の検討会における各基金からの考えも踏まえた運用のイメージを作成して改めてお示ししたいと考えている。

(全国畜産配合飼料価格安定基金) 補填単価判明の早期化については、安定機構と認識がずれていた。通常補填と異常補填の組み合わせについて、現行の規定を含めて直せる部分を直

していけば、前倒しできるのではないか。一方、事務局の言う懸念はあるので詰めていかないといけない。早期判明は生産者の資金繰りにとって重要であり、銀行からも補填に関する問い合わせがある。そのような実態を踏まえて対応していただきたい。

（全日本配合飼料価格畜産安定基金）もし、通常と異常の補填時期を分離するという事になった場合には、通常補填は我々でやってくの、異常補填は国単独でやっていただきたい。基金協会を通じて払うと振込手数料は2倍になり、それは生産者が負担することになり、事務も大変になる。現場での実情も踏まえて提案してもらいたい。

以上